

地域女性活躍加速化交付金実施要領

制定 平成26年 2月17日府共第44号
内閣府男女共同参画局長通知

第1 目的

この実施要領は、地域女性活躍加速化交付金交付要綱（平成26年2月17日付け府共第43号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第3第5項の規定に基づき、交付要綱第3第1項の交付事業の実施に関して必要な細目を定めることにより、地域経済の活性化を図るための企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援し、もって地域における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を加速することを目的とする。

第2 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、交付要綱別表1に掲げる者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業実施主体が都道府県又は市町村（特別区を含む。）の場合は、当該団体における男女共同参画計画を既に策定している又は策定することが確実であって、かつ、交付要綱別表1に掲げる団体のうち1つ以上の団体（自らを除く）と連携して本事業を実施すること。
- (2) 事業実施主体が都道府県又は市町村以外の団体の場合は、交付要綱別表1に掲げる団体のうち都道府県又は市町村を含む1つ以上の団体と連携して本事業を実施すること。
- (3) 本事業に係る経理その他の事務について、内閣府男女共同参画局総務課（以下「総務課」という。）等からの連絡等に対して随時対応でき、指定された期限までに必要書類を提出できる実施・管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (4) 本事業により得られた成果について、公益の利用に供することを認めること。
- (5) 日本国内に所在し、事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

第3 事業内容

1 企業等における女性の登用や女性の創業等の加速化を図るため、地域における関係団体・企業等が連携したうで行う、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 地域の実情に沿った女性の活躍の加速化に向けた行動計画の策定
- (2) (1)の行動計画に基づく女性の活躍の加速化に資する取組の実施
- (3) (1)及び(2)の実施による効果の検証及び今後の課題の整理

2 事業実施主体は、(1)から(3)に掲げる全ての取組を本事業において実施するものとする。

第4 委託

事業実施主体は、交付事業の一部を他の者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については、委託を行うことができるものとする。

第5 地域内の他団体・企業等との連携

事業実施主体は、連携して本事業を実施する団体のほか、地域内の他団体・企業等と可能な限り連携を図り、地域ぐるみの取組となるよう留意するものとする。

附 則

この要領は、平成26年2月17日から施行する。